

# 退職後の医療保険（健康保険）制度について

4月1日から引き続き公立学校共済組合高知支部の組合員となる場合は、医療保険（健康保険）の手続きは不要です。（詳しくは、1ページをご覧ください。）

## ◎4月1日以降、引き続き公立学校共済組合高知支部の組合員とならない場合

### 1. 注意事項等

退職日の翌日から公立学校共済組合高知支部の健康保険は使用できませんので、退職日の翌日以降に医療機関等を受診される場合は、ご注意ください。（詳しくは、1、2ページをご覧ください。）

#### 【資格確認書を交付されている方】

退職日の翌日以降、資格確認書は使用できませんので、退職時の所属所へ期限（令和8年4月3日）までに返納してください。

#### 【マイナ保険証を利用している方】

情報反映にタイムラグがあるため、退職してもマイナ保険証上で公立学校共済組合高知支部の資格がすぐに喪失とならない場合があります。退職日の翌日以降、医療機関等を受診される場合は、マイナ保険証が新しい医療保険（健康保険）になっているかマイナポータル等で必ずご確認ください。

※退職日の翌日以降、医療機関等で資格が喪失した資格確認書及びマイナ保険証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただく場合があります。

### 2. 組合員喪失届書の提出について

「組合員喪失届書（様式第2-2号）」を必ず期限（令和8年3月31日）までに所属所を通じてご提出ください。（4月1日から引き続き組合員となる方は、提出不要です。）

### 3. 退職後の医療保険（健康保険）の手続きについて

3ページのフローチャート及び必要ページをご覧いただき手続きをお願いいたします。

#### 【任意継続組合員に加入される場合】

- 11ページのスケジュールを必ずご確認ください。（**任意継続組合員申出書の最終期限は、令和8年4月3日です。**）
- 任意継続組合員申出書を郵送される際は、必ず追跡確認ができる方法（特定記録、レターパック、簡易書留等）でご提出ください。

## 目 次

1	退職時の留意点	1
2	組合員資格喪失後も受けられる短期給付	2
3	退職後の医療保険制度について	3
4	任意継続組合員制度	8
	令和7年度 任意継続掛金年額一覧表	13
5	任意継続組合員が受けられる給付の内容	14
6	任意継続組合員が利用できる保健事業について	15
7	任意継続組合員制度加入後の各種手続き	17
8	任意継続組合員資格の喪失	17
9	任意継続組合員制度と市町村国民健康保険の比較	19
○	任意継続組合員の被扶養者について	21

## 1 退職時の留意点

### (1) 医療保険制度の資格等について

在職中の医療保険制度は、地方公務員等共済組合法の適用を受け公立学校共済組合に所属していましたが、退職日の翌日（4月1日）から、公立学校共済組合員の組合員資格が喪失するため、今まで使用していた資格確認書及び資格喪失の手続きが完了していないマイナ保険証は使用できなくなります。(退職後も資格が引き続く場合がありますので、下表を確認してください。)

日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっているため、国内に居住する方は何らかの公的医療保険に加入することになっています。

したがって、退職後はご自身で医療保険制度の加入手続きが必要となります。

### (2) 必要な手続きについて

#### 令和8年4月1日以降、引き続き組合員となる場合

- ア 暫定再任用職員（フルタイム）となる方
- イ 暫定再任用・定年前再任用短時間勤務職員（週20時間以上の勤務）となる方
- ウ 任期付職員となる方（注1）
- エ 臨時的任用職員となる方（注1）
- オ 会計年度任用職員（注1、注2）となる方
- カ 正規職員となる方（注3）

（注1）2か月以内の任用期間の場合、組合員とならない場合があります。任用についてはご自身で勤務先へお問い合わせください。

（注2）勤務先により引き続き組合員とならない場合があります。ご自身で勤務先へお問い合わせください。

（注3）正規職員でない方（臨時的任用職員等）が正規職員になった場合を指します。

#### 【提出書類等】

退職についての提出書類はありません。（年金の手続きが必要な場合があります。）

現在お持ちの資格確認書及びマイナ保険証を引き続き使用してください。

ただし、扶養手当の有無に変更がある被扶養者については認定種別切替が必要です。

#### 令和8年4月1日以降、引き続き組合員とならない場合

上記ア～カ以外の方

※4月1日から他の県で公立学校共済組合の組合員となる方もこれに含みます。

#### 【提出書類等】（詳しくは、3ページ以降の医療保険の手続きをご確認ください。）

- ・「組合員喪失届書（様式第2-2号）」（提出期限：令和8年3月31日（火））

以下の証等が交付されている場合は、退職時の所属所へ期限までに提出してください。

- ・資格確認書、高齢受給者証、特別療養証明書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証（提出期限：令和8年4月3日（金））

（有効期限が切れているものは、ご自身で破棄してください。）

※所属所で書類と併せて共済組合へ返納することとしていますので、直接共済組合へ送付しないでください。

### (3) 医療保険制度の資格等に係る注意事項（引き続き組合員とならない場合）

- ・退職日の翌日以降、医療機関（薬局・整骨院等含む）を受診する際は、必ず新しい健康保険の情報が紐づけされたマイナ保険証、又は資格確認書を窓口で提示してください。
- ・退職日の翌日以降、誤って資格喪失後の共済組合の資格確認書、及び共済組合の資格が紐づけされたマイナ保険証で医療機関等を受診した場合は、**共済組合が負担した医療費（7割～8割）を返還していただく場合があります。**
- ・退職後、新しい健康保険の情報が紐づけされたマイナ保険証、又は資格確認書がお手元にない場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。原則として医療機関の窓口では一旦医療費の全額をご負担いただき、後日新しい健康保険組合へ請求手続きをすることで、給付を受けることができます。

### (4) 短期給付振込口座について

組合員及び被扶養者が医療機関等を受診し、共済組合から給付が発生した場合、通常3～4か月後に組合員の本人口座へ振込みます。そのため、**短期給付振込口座は、退職後4～5か月間は解約されないようお願いします。**短期給付振込口座を変更される場合は、ご連絡ください。

## 2 組合員資格喪失後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、ほかの医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

手続きの際は請求書等の提出が必要です。なお、他の保険者（共済組合等）から同様の給付が受けられる場合、下記の給付はありません。

給付の種類	給付の事由	給付額
出産費	引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円)
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円
傷病手当金	退職日時点で支給要件を満たしている方	標準報酬月額により決定
出産手当金	退職日前後に出産（予定）の方	標準報酬月額により決定

※傷病手当金について該当になる方は、ご連絡ください。（手続きについてご案内いたします。）

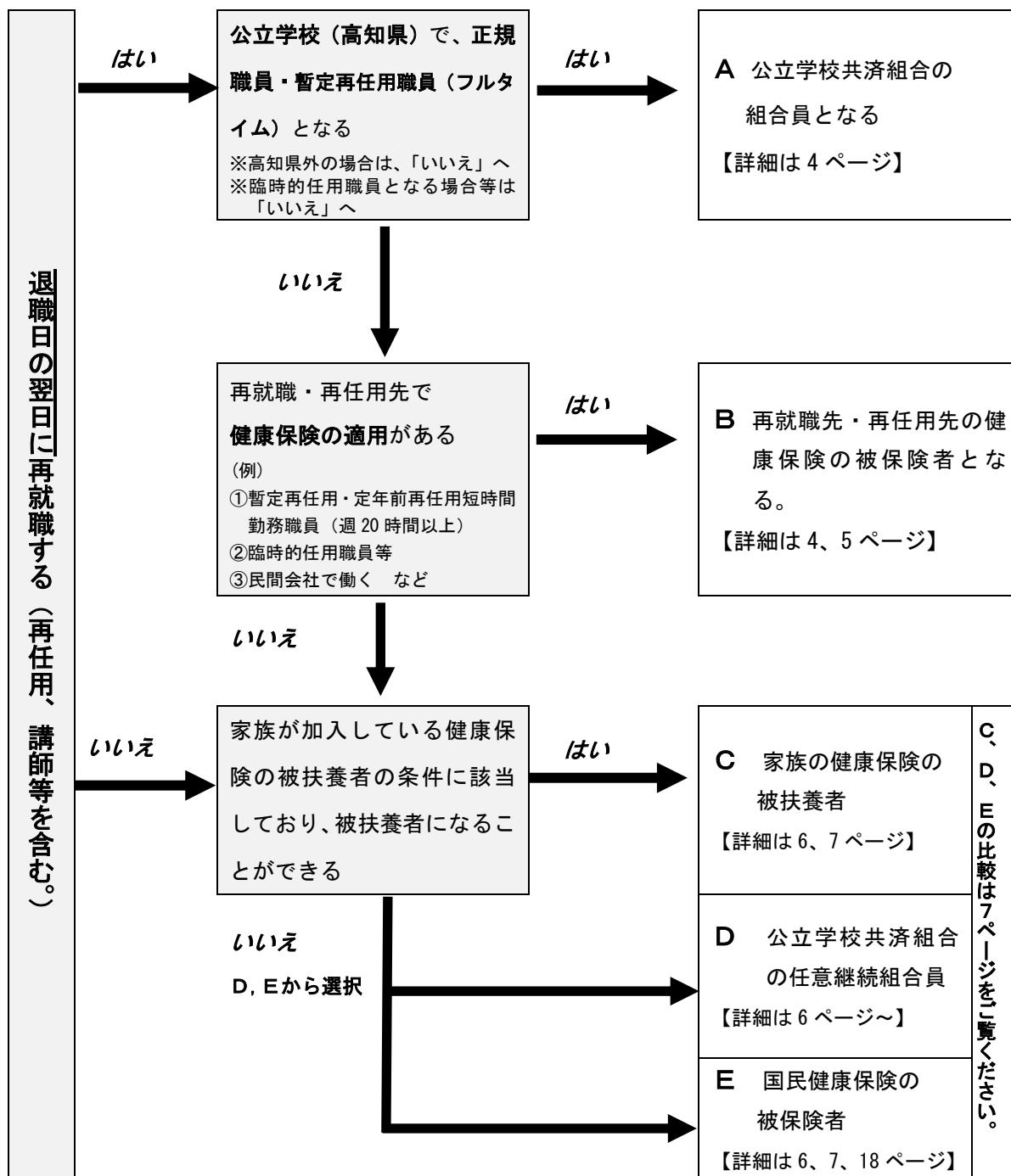
※詳しくは、[公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>](#)

**（手引3）短期給付**をご覧ください。

### 3 退職後の医療保険制度について

退職後に加入する制度は、下図のとおり、退職後の状況により異なります。

(※) どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割。



再就職しない・再就職先で健康保険の適用がない場合は、3つの医療保険（C, D, E）から自分に合ったものを選びましょう。

C, D, Eの比較については、7ページをご覧ください。

**A. 公立学校（高知県）の正規職員・フルタイム勤務の暫定再任用職員となる。**

<b>！注意事項！</b>	<b>正規職員…正規職員ではない方（臨時的任用職員等）が、正規職員になった場合を指します。</b>
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員資格等	お手元の資格確認書、又はマイナ保険証を継続して使用できます。 ・ <b>資格確認書は返納不要です。</b> ・職員番号が変更となった場合でも <b>組合員等番号は変更ありません。</b>
扶養家族	現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して資格確認書、及びマイナ保険証を使用できます。 ただし、 <b>扶養手当の有無に変更があった場合は、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b> （詳細は「福祉事務の手引」をご覧ください。）

**B. 健康保険制度の適用がある再就職をする。**

（下記表①～③により手続きが異なります。）

①	・週20時間以上勤務の暫定再任用・定年前再任用短時間勤務職員となる ・任期付職員となる（注：2か月を超える雇用が見込まれる場合） ・臨時的任用職員となる（注：2か月を超える雇用が見込まれる場合）
<b>！注意事項！</b>	<b>任期付職員及び臨時的任用職員は、任用期間により公立学校共済組合の組合員にならない場合がありますので、詳しくは、ご自身で勤務予定先等にご確認ください。</b>
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員資格等	お手元の資格確認書、又はマイナ保険証を継続して使用できます。 ・ <b>資格確認書は返納不要です。</b> ・職員番号が変更となった場合でも <b>組合員等番号は変更ありません。</b>
扶養家族	現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して資格確認書、又はマイナ保険証を使用できます。 ただし、 <b>扶養手当の有無に変更があった場合は、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b> （詳細は「福祉事務の手引」をご覧ください。）

<b>②</b>	<b>会計年度任用職員となる</b>	
<b>！注意事項！</b>	雇用条件により健康保険が適用とならない場合や、勤務先により公立学校共済組合の組合員にはならない場合がありますので、詳しくはご自身で勤務予定先等にご確認ください。	
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部	左記以外
組合員資格等	<p>お手元の資格確認書、又はマイナ保険証を継続して使用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書は返納不要です。組合員等番号は変更ありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員喪失届書を3月31日までに提出してください。</li> <li>・資格確認書等は、退職時の所属所へ4月3日までに返納してください。退職日以降は使用できません。</li> </ul>
扶養家族	<p>現在認定されている被扶養者について、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して資格確認書、又はマイナ保険証を使用できます。ただし、<b>4月以降、扶養手当が支給されなくなる被扶養者については、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b>(詳細は「福祉事務の手引」をご覧ください。)</p>	<p>組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。扶養の要件が引き続く場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書(支部ホームページから印刷できます。)を提出してください。</p>

<b>③</b>	<b>上記①、②以外の方 ※高知支部以外の公立学校共済組合へ加入する方を含む</b>
医療保険の加入先・問い合わせ先	<p>就職先の健康保険に加入。 健康保険制度の適用の有無については、<u>再就職先へご自身でご確認ください。</u></p>
組合員資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員喪失届書を3月31日までに提出してください。</li> <li>・資格確認書等は、退職時の所属所へ4月3日までに返納してください。</li> </ul> <p>退職日以降は使用できません。</p>
扶養家族	<p>組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。</p> <p>扶養の要件が引き続く場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書(支部ホームページから印刷できます。)を提出してください。</p>

### C. 家族が加入している健康保険の被扶養者となる

健康保険の加入先 ・問い合わせ先	家族が加入している健康保険 被扶養者になるための条件については、家族が加入している健康保険へご確認ください。
組合員資格等	<b>・組合員喪失届書を3月31日までに提出してください。 ・資格確認書は、退職時の所属所へ4月3日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。
その他の	公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（支部ホームページから印刷できます。）を提出してください。

### D. 共済組合の任意継続組合員

健康保険の加入先	公立学校共済組合高知支部 <b>加入手続き等の詳細は8ページ以降をご覧ください。</b>
組合員資格等	<b>・組合員喪失届書を3月31日までに提出してください。 ・資格確認書は、退職時の所属所へ4月3日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。
扶養家族	任意継続組合員の加入手続きが完了した方へ、 マイナ保険証お持ちの方…「資格情報のお知らせ」 マイナ保険証をお持ちでない方…「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を交付します。

### E. 国民健康保険

健康保険の加入先 ・問い合わせ先	お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口
組合員資格等	<b>・組合員喪失届書を3月31日までに提出してください。 ・資格確認書は、退職時の所属所へ4月3日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。
手続きについて	お住いの市区町村の国民健康保険担当課にて手続きをしてください。加入の際は、公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要となるため、資格喪失証明書交付申請書（支部ホームページから印刷できます。）を提出してください。

医療保険	C 家族の健康保険の被扶養者	D 公立学校共済組合の任意継続組合員 【詳細は 8 ページ以降】	E 国民健康保険の被保険者 【詳細は 18、19 ページ】
加入要件・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者となるための条件（収入が一定額未満等）があります。</li> <li>●家族の勤務先にご自身でご確認ください。</li> </ul>	<p>●<u>退職日の前日までに引き続き 1 年以上組合員期間があること。（組合員期間が退職日までに 1 年と 1 日以上必要）</u></p> <p>●退職日から 20 日以内に、任意継続組合員申出書の提出及び初回の掛金払込を完了すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お住いの市区町村の国民健康保険担当課へ申請。</li> <li>●必要書類等は事前にご自身で国民健康保険担当課へご確認ください。</li> </ul>
保険料・掛金	<p>被扶養者となるため保険料（掛金）負担なし（被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の保険料（掛金）のみ。）</p>	<p>【参考】</p> <p>R7 年度の最高額（年額） 短期：424,992 円 介護：40~65 歳未満のみ 73,320 円</p> <p><b>上記の年額に加え、子ども子育て支援掛金が R8 年度より徴収されます。(12,000 円（年額見込み))</b></p> <p><b>詳しくは 8 ページをご覧ください。</b></p>	<p>前年の収入等をもとに算定され、市区町村により保険料は異なります。</p> <p>【参考】R7 年度高知市 最高額 年額 109 万円</p>
比較のポイント	<p>退職後の収入が無いまたは少ない場合は適しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者の認定要件についても在職中と同じです。</li> <li>年度途中でも脱退可能です。</li> <li>(再加入の場合は、加入要件を満たす必要があります。)</li> <li>加入後 2 年目は、再度国民健康保険と比較し、国保への切替が可能です。</li> </ul>	<p>前年の収入等をもとに保険料が計算されるため、退職後 1 年目は任意継続掛金より高額になることが多いです。</p> <p>(前年の収入等が少ない場合等は、任意継続に加入するより保険料負担が軽減されることがあります。)</p>

どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は 3 割です。

ただし、70 歳～74 歳は一般 2 割、現職並所得者 3 割、就学前児童は 2 割。

## 4 任意継続組合員制度

### (1) 任意継続組合員制度の概要

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、**退職後に引き続き最長2年間、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができる制度**です。

**任意継続組合員になることを希望する場合は、必ず期限までに手続きを行ってください。**

加入資格	退職日の前日まで引き続き1年以上（退職の日まで引き続き1年と1日以上）組合員であった方
加入期間	退職日の翌日から最長2年
申出期限	退職の日から起算して20日以内 ※年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。 <b>加入手続きの期限については、10ページをご確認ください。</b>
掛金額（月額）	<p>短期任意継続掛金・介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が対象）・ <b>子ども・子育て支援掛金の3つ</b>があります。</p> <p><b>掛金月額《短期・介護・子ども》</b></p> <p><b>標準報酬月額（下①②低い方）×掛金率</b></p> <p>①ご自身の退職時の標準報酬月額 ②全組合員の平均標準報酬月額（R7:380,000円）</p> <p>掛金率（参考）：R7年度：短期 93.2/1000、介護 16.08/1000 <b>R8年度：子ども・子育て支援掛金率 未定（12,000円（年間見込額））</b></p> <p>※令和8年度から、こどもや子育て世帯向けの給付等の財源とする掛金として、新たに「子ども子育て支援掛金」が徴収されることとなります。この掛金は、すべての被保険者が対象となり、短期・介護掛金と同様に上記の計算方法に基づき算出されます。現時点で掛金率が未定のため、年間見込額を記載していますのでご了承ください。</p> <p>※R8年度の掛金率は令和8年2月（予定）に確定となります。参考にR7年度の掛金一覧表を13ページに掲載していますのでご参照ください。</p>

<p><b>交付される も の</b></p>	<p><b>掛金の払込を確認後、</b></p> <p><b>【マイナ保険証をお持ちの方】</b>          「資格情報のお知らせ」を交付します。</p> <p><b>【マイナ保険証をお持ちでない方】</b>          「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」を交付します。</p>
<p><b>資格の喪失</b></p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 任意継続組合員となった日から 2 年を経過したとき</li> <li>② 死亡したとき</li> <li>③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき</li> <li>④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、<u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u>）となったとき</li> <li>⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき</li> </ul> <p><b>※家族が加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。</b></p>

## (2) 加入手続きについて

提出書類	<p align="center"><b>『任意継続組合員申出書』</b>            (支部ホームページから印刷できます。)  <b>最終提出期限：令和8年4月3日（金）</b></p>
掛金の払い込み方法	<p>① 年度一括払い（割引あり）            ※加入年度末まで一括で支払う方法            ② 半期払い（割引あり）            ※加入月から9月まで・10月から翌年3月まで支払う方法            ③ 各月払い            ※前月までに各月支払う方法（5月分→4月中に納付）</p> <p align="center"><b>高知県から退職手当が支給される方へのお知らせです！</b></p> <p>◆年払い又は半期払いを選択した場合、1年目の任意継続掛金に限り、原則として退職手当（県費職員の正規職員に限ります。）から控除します。</p> <p>ただし、<u>初回分（4月分）に限り共済組合から送付する振込依頼書による払込みとなります。</u></p> <p>なお、退職手当から控除できない場合は、<u>残り11か月分（年度一括払い）又は5か月分（半期払い）についても振込依頼書による払い込みとなります。</u></p> <p>◆退職手当からの控除は、共済組合で令和8年3月19日（木）までに受け付けた「任意継続組合員申出書」での取り扱いとなります。</p>
払込期限	<p>『任意継続組合員申出書』の受付ができた方へ振込依頼書を郵送しますので、期限までに払い込んでください。（四国銀行で払込用紙を使用した振込みの場合は、手数料はかかりません。）</p> <p align="center"><b>最終払込期限：令和8年4月10日（金）</b></p>
注意事項	<p>◆法律上、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書の提出」及び掛金の払込みが完了していないと任意継続組合員制度への加入が認められません。（年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。）</p> <p>◆締切厳守で手続きを行ってください。</p> <p>◆必ず記入例を見ながら申出書に記入してください。</p> <p>◆申出書の送付の際は、確実に共済組合に届く手段でご提出ください。</p> <p>◆郵送の際は、追跡確認ができる方法（特定記録、簡易書留等）でご提出ください。（郵送方法など詳細はご自身で郵便局へお問い合わせください。）</p>

### (3) 任意継続組合員加入までのスケジュール等

手続きの時期（下表のスケジュール①、②）によって、マイナ保険証の資格情報が令和8年4月1日から任意継続組合員の資格に切り替わったことをお知らせする「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の交付時期が異なりますので、ご注意ください。

なお、**使用は令和8年4月1日からです。**

#### スケジュール①（3月中に資格確認書等を送付）

任 意 継 続 組 合 員 申 出 書 の 共 济 組 合 で 受 付 日	令和7年12月19日（金）～ 令和8年2月13日（金）（必着）
掛 金 の 払 込 用 紙 送 付	令和8年2月末（予定）（自宅宛て）
掛 金 の 払 込 期 限	令和8年3月11日（水）（予定）

**掛金の払込後、令和8年3月25日（水）下記書類を発送予定**

**【マイナ保険証をお持ちの方】**  
「資格情報のお知らせ」を交付

**【マイナ保険証をお持ちでない方】**  
「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を交付

#### スケジュール②（4月1日以降に資格確認書等を送付）

任 意 継 続 組 合 員 申 出 書 の 共 济 組 合 で 受 付 日	令和8年2月14日（土）～ 令和8年4月3日（金）（必着）
掛 金 の 払 込 用 紙 送 付	書類受付後隨時（自宅宛て）
掛 金 の 払 込 期 限	令和8年4月10日（金）

**掛金の払込後、令和8年4月1日（水）以降、下記書類を発送**

**【マイナ保険証をお持ちの方】**  
「資格情報のお知らせ」を交付

**【マイナ保険証をお持ちでない方】**  
「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を交付

※令和8年3月31日までの送付先は共済組合で登録されている住所です。

※令和8年4月1日以降の送付先は、「任意継続組合員申出書」に記載された住所（退職後の住所を記載する欄があります。）です。

※送付する資格確認書等は令和8年4月1日から使用できます。退職日までは、現職時の資格確認書等を使用してください。（現職時の資格確認書等は、令和8年4月3日までに所属所へ提出してください。）

#### (4) 任意継続組合員申出書の提出後に加入を取りやめる方へ

任意継続組合員申出書を提出した後に、退職後再就職する（健康保険に加入する）ことになった場合や家族の健康保険の被扶養者となる場合は、任意継続の加入取りやめ手続きが必要です。

取りやめる場合は、「**任意継続組合員申出取消申請書**」（資格確認書がお手元にある場合は資格確認書も併せて返却（「**資格情報のお知らせ**」は返却不要））を提出してください。（「**任意継続組合員申出取消申請書**」は支部ホームページから印刷できます。）

**下記期限までに上記書類を受け付けた場合は、払い込まれた掛金を全額返金します。**

**申出取消申請書提出期限：令和8年4月17日(金)必着**

**上記期限後に任意継続組合員申出取消申請書を受け付けた場合は、払い込まれた任意継続掛金のうち、4月分の任意継続掛金は徴収し、残りの期間分について返金します。ただし、4月1日から再就職先の健康保険制度に加入している場合は全額返金します。**

令和7年度の掛金一覧を記載しております。

ご自身の標準報酬の行をご覧いただくと、任意継続掛金（令和7年度）が分かります。

ご自身の標準報酬は、高知県から給与が出ている方は給与明細書の短期掛金欄に書いてある数字（等級）で確認することができます。

※令和8年度の掛金率は令和8年2月頃（予定）に確定しますので、令和7年度分を参考としてご覧ください。

※P.8「掛金額」欄に記載の通り、下記の表の掛け金額に加えて「子ども・子育て支援金」が徴収されます。試算の際はご留意ください。参考：12,000円（年間見込額）

#### 令和7年度 任意継続掛金年額一覧表

ご自身の退職時の標準報酬等級（短期）で掛け金額をお確かめください。

下表の金額に加えて、令和8年度より新設される「子ども・子育て支援掛金」が徴収されますのでご留意ください。（金額：12,000円（年間見込額））

退職時の標準報酬 等級（短期）	月額(円)	年間掛け金額		内訳	
		40歳以上65歳未満 (円/年)((A)+(B))	左記以外の年齢の方 (円/年)(Aのみ)	短期掛け金(A) (円/12か月)	介護掛け金(B) (円/12か月)
1	58,000	76,044	64,860	64,860	11,184
2	68,000	89,160	76,044	76,044	13,116
3	78,000	102,276	87,228	87,228	15,048
4	88,000	115,392	98,412	98,412	16,980
5	98,000	128,496	109,596	109,596	18,900
6	104,000	136,368	116,304	116,304	20,064
7	110,000	144,240	123,024	123,024	21,216
8	118,000	154,728	131,964	131,964	22,764
9	126,000	165,228	140,916	140,916	24,312
10	134,000	175,704	149,856	149,856	25,848
11	142,000	186,204	158,808	158,808	27,396
12	150,000	196,704	167,760	167,760	28,944
13	160,000	209,808	178,944	178,944	30,864
14	170,000	222,924	190,128	190,128	32,796
15	180,000	236,040	201,312	201,312	34,728
16	190,000	249,156	212,496	212,496	36,660
17	200,000	262,272	223,680	223,680	38,592
18	220,000	288,492	246,048	246,048	42,444
19	240,000	314,724	268,416	268,416	46,308
20	260,000	340,944	290,784	290,784	50,160
21	280,000	367,176	313,152	313,152	54,024
22	300,000	393,408	335,520	335,520	57,888
23	320,000	419,628	357,888	357,888	61,740
24	340,000	445,860	380,256	380,256	65,604
25	360,000	472,080	402,624	402,624	69,456
26	380,000	498,312	424,992	424,992	73,320
27	410,000	498,312	424,992	424,992	73,320
28	440,000	498,312	424,992	424,992	73,320
29	470,000	498,312	424,992	424,992	73,320
30	500,000	498,312	424,992	424,992	73,320
31	530,000	498,312	424,992	424,992	73,320
32	560,000	498,312	424,992	424,992	73,320
33	590,000	498,312	424,992	424,992	73,320
34	620,000	498,312	424,992	424,992	73,320
35	650,000	498,312	424,992	424,992	73,320
36	680,000	498,312	424,992	424,992	73,320
37	710,000	498,312	424,992	424,992	73,320
38	750,000	498,312	424,992	424,992	73,320
39	790,000	498,312	424,992	424,992	73,320
40	830,000	498,312	424,992	424,992	73,320
41	880,000	498,312	424,992	424,992	73,320
42	930,000	498,312	424,992	424,992	73,320
43	980,000	498,312	424,992	424,992	73,320
44	1,030,000	498,312	424,992	424,992	73,320
45	1,090,000	498,312	424,992	424,992	73,320
46	1,150,000	498,312	424,992	424,992	73,320
47	1,210,000	498,312	424,992	424,992	73,320

※上記掛け金額は各月払いを選択した際の掛け金月額×12か月で年額を算定しています。

年払い及び半年払いを選択した場合は上記掛け金額から割引が適用されます。

※『介護掛け金』は40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

## 5 任意継続組合員が受けられる給付の内容

給付は現職中と同様に短期給付（ただし、傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金及び介護休業手当金を除く。）が受けられます。

【任意継続組合員が受けられる共済組合の短期給付一覧表】				
給付の種類	給付の事由	法定給付額	附加給付額	請求方法
療養の給付 ・家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき。	医療費総額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	(一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	自動給付  <span style="color:red;">（請求の必要はありません。）</span>
入院時食事療養費 ・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき。	食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額（自己負担額）を控除した額		
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき。	保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100		
訪問看護療養費 ・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者ら指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	(一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	
高額療養費	1 医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分等による限度額を超えるとき。	自己負担額から所得区分等による限度額を控除した額 ＊マイナ保険証を使用する場合や限度額適用認定証を窓口で提示する場合は現物給付のため支給されません。		
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき。	年間合計額が一定の基準額を超えた額（毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定）		
療養費 ・家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具や輸血などを受けたとき。	法定額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	(一部負担金払戻金・家族療養費附加金)自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	
移送費 ・家族移送費	組合員又は被扶養者が、ケガや病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき。	組合員：実費（法定基準） 被扶養者：実費（法定基準）		
出産費 ・家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき。	産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円）	50,000円	
埋葬料 ・家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき。	50,000円	25,000円	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき。	標準報酬月額の0.5ヶ月分～3ヶ月分（住居、家財いずれか1/3以上）		
弔慰金 ・家族弔意金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき。	組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100		

※請求書の様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>各種様式ダウン

ロード>3 短期給付についてから印刷することができます。

## 6 任意継続組合員が利用できる保健事業について



### (1) 人間ドック事業

任意継続組合員を対象に人間ドックを実施しています。**(被扶養者の人間ドックはありません。)**

対象ドック	1日ドック
自己負担金	未定（参考：令和7年度 21, 700円）※自己負担額は検診単価等により決定
募集時期	毎年4月
検診機関	四国中央病院・JA高知健診センター・高知県総合保健協会（中央、幡多）・中村クリニック・高知検診クリニック ※上記以外の検診機関とは契約しておりませんので、予めご了承ください。
申込方法	自宅住所あてに募集案内文書を送付します。提出期限までに申し込んでください。
結果通知	5月下旬頃、抽選結果（決定・不決定）の通知を自宅住所あてに送付します。 ※検診機関ごとに実施定員の上限を設定していますので、抽選の結果、受診できない場合があります。
その他	<b>人間ドックに決定した方が任意継続組合員の資格を喪失した場合、資格喪失後の 人間ドックの受診はできません。</b>

### (2) 特定健康診査・特定保健指導

#### ① 特定健康診査

メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症リスクを早期発見することを目的として実施する健診です。

##### (ア) 対象者・利用方法等

対象者	<b>年度内に40歳以上75歳未満に該当する任意継続組合員及びその被扶養者。</b> ※（1）の人間ドックを受診する者は除きます。（人間ドックの検査項目は特定健診の検査項目を充たしているため。） ※任意継続組合員（又は被扶養者）が資格を喪失した場合、 <b>資格喪失日以降に受診することはできません。</b> なお、年度内に75歳を迎える方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療に加入することとなり、任意継続組合員（又は被扶養者）の資格を喪失します。
受診方法	<b>7月上旬（予定）に、対象者の自宅住所あてに「特定健康診査受診券（セット券）」（☆）及び利用案内を送付します。</b> 特定健康診査を受診できる健診機関の一覧も同封しますので、ご自身で予約のうえ受診してください。 なお、6月までに特定健康診査を受診したい方は、公立学校共済組合高知支部（TEL:088-821-4755）までご連絡ください。個別に発行します。 <b>★「特定健康診査受診券（セット券）」とは</b> 特定健康診査を受診する際に医療機関へ提出するものです。特定健康診査の結果により、生活習慣病等の発症リスクがあると判定された方は、健診当日に特定保健指導（初回面談）を受けることができます。（ただし、健診当日の初回面接が受けられる健診機関は、一部の健診機関に限られます。）
自己負担	無料

(イ) 検査内容

基本的な 検査項目	診 察	服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状
	身体測定	身長、体重、腹囲、B M I
	血圧測定	血圧
	採 血	空腹時血糖又は随時血糖*、H b A 1 c * (*はいずれかの実施で可。) 中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール
	肝機能検査	A S T (G O T)、A L T (G P T)、γ-G T (γ-GTP)
検 尿	尿糖、尿蛋白	
詳細な 検査	心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査 ※医師の判断に基づいて実施されるものです。すべての方が必ず受診するものではありません。	

② 特定保健指導

健診結果からメタボリックシンドロームや生活習慣病の発症リスクがあると判定された方は、栄養士等の専門家から特定保健指導を受けることができます。該当した方は、生活習慣病の予防・改善のために積極的に利用してください。

対象者	(1) の人間ドックを受診した方、及び(2) の①特定健康診査を受診した方のうち、健診結果からメタボリックシンドロームや生活習慣病のリスクがあると判定された方。 ※任意継続組合員（又は被扶養者）が資格を喪失した場合、 <u>資格喪失日以降に利用することはできません。</u> なお、年度内に75歳を迎える方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療に加入することとなり、任意継続組合員（又は被扶養者）の資格を喪失します。
受診 方法	10月以降に利用案内を自宅住所あてに送付します。 委託会社による個別訪問型の特定保健指導（オンライン面談も可能）、又は特定保健指導を実施している医療機関等で受けることができます。 ※詳しい利用方法は該当者あてに送付する案内文書をご覧ください。
自己 負担	無料

(3) その他：市町村のがん検診

各市町村でがん検診を実施しており、任意継続組合員及びその被扶養者も利用することができます。実施内容（検査項目、対象年齢、費用等）は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村のホームページ等でご確認ください。

## 7 任意継続組合員制度加入後の各種手続き

任意継続組合員制度加入後、次の事由に該当するときには共済組合への届出が必要です。

事由	届出書類等について
家族を被扶養者から外すとき	P21「任意継続組合員の被扶養者について」をご覧ください。
新たに家族を被扶養者に入れたいとき	
年度途中で任意継続を脱退するとき	下記 8「任意継続組合員資格の喪失」をご覧ください。
住所・氏名・短期給付振込口座等の変更	様式第 2-4 号※を提出してください。
資格確認書の再交付	様式第 2-6 号※を提出してください。
限度額適用認定証の交付	様式第 3-10 号※を提出してください。

※各種様式は、下記から印刷できます。

[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#) > [高知支部について](#) > [各種様式ダウンロード](#) コーナー > **2 資格関係**（様式第 2-4 号及び 2-6 号）または**3 短期給付**（様式第 3-10 号）

## 8 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④のときはその日）から任意継続組合員の資格を喪失します。

**一度、任意継続組合員資格を喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできませんので、就職により資格喪失する場合は特にご留意ください。**

**資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を手続き後に還付します。**

資格喪失事由	<p>① 任意継続組合員となった日から 2 年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかつたとき ④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、<u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u>）となったとき ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき <b>※家族が加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。</b></p>
手続方法	<p><b>下記の書類を速やかにご提出ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 任意継続組合員資格喪失届書・任意継続組合員掛金等還付請求書（支部ホームページから印刷できます。）</li><li>● 資格確認書等の共済組合が交付した全ての証</li><li>● 資格喪失事由『④』の場合の添付書類（以下のいずれかを添付）<ul style="list-style-type: none"><li>・就職等の証明（健康保険の適用がわかるもの）</li><li>・新しい健康保険の資格確認書の写し</li><li>・新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」</li></ul></li><li>● 資格喪失事由『②』の場合は、当共済組合に必ずご連絡ください。必要な手続きがありますので、書類をお送りします。</li></ul>

時 期		任意継続組合員に加入したときの手続き【予定】 (年度末退職者の場合)
令和8年	令和7年 12月～	『任意継続組合員申出書』受付開始
	2月末	(任意継続組合員申出書2/13までの受付分) 任意継続掛金払込用紙送付(自宅宛) ⇒掛金払込確認後、資格確認書等を3月25日にご自宅へ発送
	3月以降	(任意継続組合員申出書2/14以降の受付分) 任意継続掛金払込用紙送付(自宅宛) ⇒掛金払込確認後、資格確認書等をご自宅へ発送 (4月1日以降随時)
	3/11(水)	(任意継続組合員申出書2/13までの受付分) <b>任意継続掛金の払込期限</b>
	3/25(水)	任意継続掛金の払い込みがあった方へ、資格確認書等を自宅宛発送 人間ドックの案内を自宅宛発送
	4/3(金) までに	現職時の資格確認書等は所属所へ提出 <b>※資格喪失後、資格確認書等は使用しないでください。</b>
	4/10(金)	(任意継続組合員申出書2/14以降の受付分) <b>任意継続掛金の払込期限</b>
	4月中旬	人間ドックの申込期限
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知(自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認(検認) 特定健康診査受診券の発送(対象者自宅宛)
令和9年	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の発送 <b>※確定申告に必要な書類です。</b>
	2月中旬	2年目(任意継続組合員制度)へ継続加入の意思確認通知 脱退希望 → 資格喪失に関する手続き書類(資格喪失届書等)の送付 継続希望 → 2年目以降の掛金の払込み
	3月末～	2年目継続しない方(脱退希望者)は他の医療保険制度へ加入 2年目継続する方へ資格確認書の発送 2年目継続する方へ人間ドックの案内を自宅宛発送
	4月中旬	人間ドックの申込期限
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知(自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認(検認) 特定健康診査受診券の発送(対象者自宅宛)
	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の送付 <b>※確定申告に必要な書類です。</b>
令和10年	3月末	任意継続組合員期間満了による資格喪失に関する手続き書類(資格喪失届書等)の送付→他の医療保険制度へ加入

## 9 任意継続組合員制度と市町村国民健康保険の比較

国民健康保険は、各市町村が窓口となります。国民健康保険の詳しい内容は各市区町村の国民健康保険担当窓口へご自身でお問い合わせください。

### (1) 医療給付の比較（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用を除く。）

※いずれの制度の場合も、入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、1食又は1日につき定額の標準負担額が必要となります。

※附加給付の自己負担額は、医療機関ごと、入院・外来・歯科ごと、一か月ごとで判断します。

保 險 制 度		任意継続組合員制度	市町村国民健康保険
負担割合 医療給付の 場合	本人・被扶養者 (70歳未満の場合)	入院・外来	
	保険者負担	7割	
	自己負担	3割	
共済組合の給付【附加給付】		自己負担額－25,000円 (100円未満切捨)	無
退職互助部の給付		詳細は高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。退職互助会の給付はどの医療保険制度に加入しても受けすることができます。	

### (2) 任意継続掛金と国民健康保険料の比較

#### 《任意継続掛金と市町村国民健康保険の最高（限度）額の比較》

任意継続掛金額 (最高額)	市町村国民健康保険料（高知市）（最高限度額）
(40歳以上65歳未満) <b>510,312円／年</b> (見込み)※	<b>1,090,000円／年</b> (※令和7年度高知市の場合) ※国民健康保険料の計算方法は市町村により異なります。保険料は <b>お住いの市町村へお問い合わせください。</b> （市町村によって、「国民健康保険料」ではなく「国民健康保険税」と呼ばれる場合があります。）
(上記年齢区分以外) <b>436,992円／年</b> (見込み)※	

※任意継続掛金額の最高額は令和7年度の掛金額に加え、**令和8年度より徴収を開始する子ども子育て支援掛金（12,000円（年額見込み））を足した金額で表示しております。**

※市町村国民健康保険の保険料の算定には退職した年の前年の所得（所得割）が含まれているため、**退職した年に市町村国民健康保険に加入すると保険料が任意継続掛金より高くなる事例が多く発生します。**

※休職等により前年中の所得がない（減額されている）方や同一世帯内に既に市町村国民健康保険に加入されている方がいる場合などは、市町村国民健康保険に加入した方が保険料負担が軽減されることがあります。

## 任意継続掛金と国民健康保険料の簡単な比較

(事例 1) 夫婦（2人世帯）がそれぞれ任意継続組合員制度の組合員となる場合

○任意継続組合員制度の掛金 **510,312 円（最高限度額見込み）** × 2 人※ = **1,020,624 円**

※ 夫婦が同時に退職する場合や配偶者が先に退職している場合において、被扶養者の認定要件（所得要件など）を備えているときは、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方が被扶養者となることも可能です。この場合、任意継続掛金は1人分となります。

○市町村国民健康保険の保険料（高知市） 最高限度額により（2人分）= **1,090,000 円**

(事例 2) 夫婦（2人世帯）で、既に一方が市町村国民健康保険（保険料：60万円）に加入している方がいる場合

○任意継続組合員制度の掛金（1人分）+国保保険料（1人分）

**510,312 円（最高限度額見込み） + 600,000 円 = 1,110,312 円**

○市町村国民健康保険の保険料（高知市） 最高限度額により（2人分）= **1,090,000 円**

国民健康保険料については世帯で計算となります。ご自身でお住まいの市町村へお問い合わせください。

その後、任意継続組合員制度に加入した場合との掛金（保険料）の比較を是非行ってみてください。

## 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、被扶養者の要件を満たしている場合には引き続き任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件を欠いた場合は、任意継続組合員申出書で取消に〇をしてください。(記入例をご覧下さい。)

なお、任意継続組合員になると同時に、新たに被扶養者を認定する場合は、下記をご覧いただき、4月以降に速やかに申告してください。

### 【任意継続組合員の被扶養者の認定】

退職時に被扶養者として認定されている方は、被扶養者の要件に異動がない限り引き続き被扶養者として取り扱います。また、任意継続組合員の期間中に新たに被扶養者の要件を備えた、又は欠くに至った場合は、その都度、認定・取消を行いますので、共済組合へ届け出てください。

毎年7月ごろ、被扶養者の資格確認（被扶養者の資格要件を備えているかの確認）を行います。

詳細は、資格確認の必要な被扶養者を有する任意継続組合員あてに通知します。

### (1) 被扶養者の範囲

被扶養者とは、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者であって、③国内居住要件を満たしているものをいいます。

#### ① 組合員と一定の身分関係にある者

- a 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄姉
- b 組合員と同一世帯に属する次の者

I aに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）

II 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

#### ② 主として組合員の収入によって生計を維持している者で、次に掲げる以外の者

- a その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- b 組合員が他の者と共同して扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- c 年額130万円以上の所得がある者（ただし、60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者にあっては180万円以上の所得がある者。12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者は除く）にあっては150万円以上の所得がある者。）

### 【生計維持関係の認定】

「主として組合員の収入により生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の質の主要なる部分を得ている者であり、認定に係る取扱いは、地方公務員等共済組合法施行令第3条の規定に基づき、同法運用方針第2条関係第1項第2号にその基準が定められています。

### 〔組合員と同居の場合〕

金銭的な面での扶養のみでなく、精神的な面での扶養も考えられるため、原則として、組合員が主たる扶養者であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

### 〔組合員と別居の場合〕

組合員が別居中の者を送金により扶養していることが考えられますが、「主として組合員の収入により生計を維持する者」というためには、少なくとも、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要であると解されます。そのため、**原則として、組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。**

(例) 被扶養者の収入：年間 120 万円・組合員からの送金額：年間 90 万円

$$120 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円} = 210 \text{ 万円} \text{ (被扶養者の総収入)}$$

210 万円 × 1/3 = 70 万円・・・組合員の送金額は 70 万円以上であるため認定基準額を満たしている。

### ③ 国内居住要件を満たしている者

- a 日本国内に住所を有するもの（住民票があるもの）
- b 日本国内に住所を有しない（住民票がない）が、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる以下のもの（国内居住要件の例外のもの）
  - I 外国において留学をする学生
  - II 外国に赴任する組合員に同行する者
  - III 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
  - IV 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、II に掲げる者と同等と認められるもの
  - V 上記 I ~ IV に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

## （2）被扶養者認定基準額について

被扶養者認定における認定基準額は次のとおりです。

	①右記②③以外	②60歳以上の者 又は 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	【令和7年10月から】 ③19歳以上23歳未満 (12月31日現在の年齢) (組合員の配偶者は除く)
年金(注1)事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満	年額 150万円未満
雇用保険(失業給付、傷病手当金等)(注2)	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満	日額 4,167円未満
給料等(地代・家賃・年金(注3)等)	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満	月額 125,000円未満

(※) 年額は継続する 12 ヶ月間の合計額で判断します。

① 被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入（賞与・手当含む）等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険（失業給付）、休業補償（傷病手当金等）、株等の譲渡収入、利子、配当、研究奨励金等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）

ただし、事業所得、不動産所得等については、必要と認められる経費（④参照）を控除した額となります。

② 恒常的とは…3か月以上継続して得られる収入を言います。

③ 認定基準額の見方…収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

(例)

- |                     |      |     |
|---------------------|------|-----|
| (注1) 年金収入のみの場合      | ⇒ 年額 | で判断 |
| (注2) 失業給付のみの場合      | ⇒ 日額 | で判断 |
| (注3) 年金と給与（月給）収入の場合 | ⇒ 月額 | で判断 |

④ 事業所得、不動産所得等における必要経費

必要経費として認められないものであっても、業種、必要経費の内容により（一部）認められる場合があります。ただし、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出が必要になります。

**【事業所得、不動産所得等における必要経費の基準】**

○=認められるもの、×=認められないもの、△=内容を確認して判断

**【一般用（事業所得・不動産所得等）】**

科目	認否								
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

**【農業用】**

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	畜畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

### (3) 被扶養者の認定に係る届出

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、速やかに必要書類を整えて届出をしてください。(下表参照)。被扶養者の認定は、**被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて届け出た場合、共済組合での受付日からの認定となり、要件を備えた日までは遅りません**ので、要件を備えた方がいる場合、速やかに届出してください。(被扶養者に対する共済組合からの給付は、認定日から行います。)

#### 『届出に必要な書類について』

提出書類	備考
○ 被扶養者認定(種別切替)取消申告書【様式第2-9号】	様式は、 <a href="#">公立学校共済組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;各種様式ダウンロードコーナー&gt;2資格関係</a> から印刷できます。
○ 添付書類	詳細は、 <a href="#">公立学校共済組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;福祉事務の手引&gt;(手引1)組合員資格</a> でご確認ください。

### (4) 被扶養者の取消に係る届出

被扶養者として認定を受けていた者が、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、下記の書類を提出してください。

提出書類	備考
○ 被扶養者認定(種別切替)取消申告書【様式第2-9号】	様式は、 <a href="#">公立学校共済組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;各種様式ダウンロードコーナー&gt;2資格関係</a> から印刷できます。
○ 資格確認書等	共済組合が発行した全ての証(「 <b>資格情報のお知らせ</b> 」は返却不要)
○ 要件を欠くに至った年月日及びその理由がわかるもの	(例) 年金増額改定による取消…年金改定通知書の写し (受領日と氏名を記載してください。) 就職…就職等の証明(健康保険の適用がわかるもの)、新しい健康保険の資格確認書の写し、新しい健康保険の「 <b>資格情報のお知らせ</b> 」または「 <b>資格情報通知書</b> 」の写し

#### 〔被扶養者の要件を欠くに至ったときの例〕

- 認定基準額を超過したとき
  - ・収入が年額130万円以上となったとき(認定基準額以上となることが見込まれるときを含む。)
  - ・アルバイト・パート等の給与が予め月額108,334円以上と見込まれているとき
  - ・アルバイト・パート等の給与が不定で、月額108,334円以上を3か月連続して超えたとき
  - ・日額3,612円以上の雇用保険(失業給付等)を受給し始めたとき(受給期間に関わらず基準日額以上の受給を開始した場合は、取消となりますのでご注意ください。)
- ※認定基準額は、年齢等により異なりますので、詳しくはP22の表をご覧ください。
- 就職、結婚又は死亡したとき
- 他の医療保険の被保険者となったとき(所得が認定基準額未満でも取消になります。)
- 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき

- 主として組合員の収入により生計を維持されなくなったとき
- 後期高齢者医療制度（75歳以上の者全員（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とする独立した制度）の被保険者となったとき
- 国内居住要件を満たさなくなったとき

※ご自身で判断できない場合は公立学校共済組合高知支部組合員資格担当までお問い合わせください。

#### 【取消日について】

- 年金の支給開始又は年金額改定により年金額が認定基準額を上回ることとなった場合の取消日は、年金証書（改定の場合は改定通知書等）を受領した日（本人が年金額を知り得た日）が取消日となります。
- 事業所得のある被扶養者が確定申告を行ったところ、事業所得が認定基準額を超えていることが判明した場合の取消日は、確定申告を行った日とし、「確定申告書（控）」の写し（税務署の受理印のあるもの）をもって確認します。なお、税務署の受理日が不明の場合は確定申告の初日が取消日となります。